

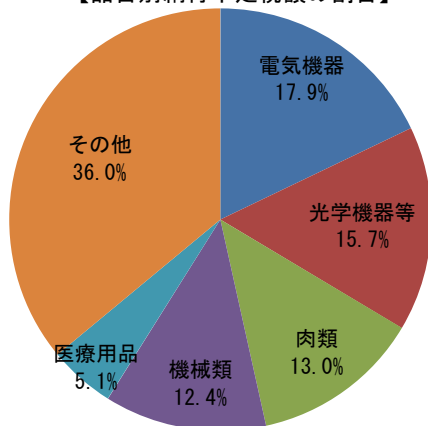
## 事後調査トピックス

### 納付不足税額の多い品目および品目別の納付不足税額があった者数の割合

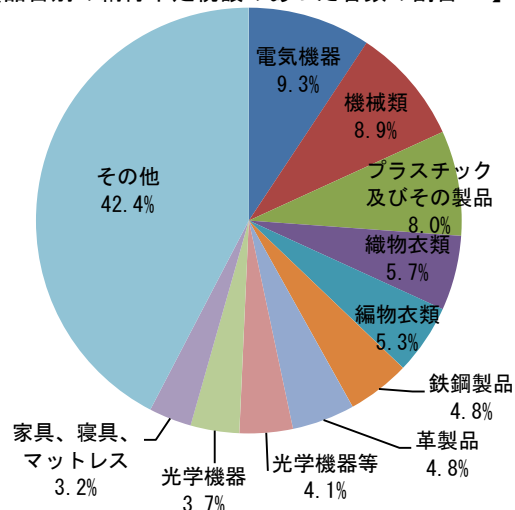
納付税額の不足が多かった品目は、電気機器、光学機器等、肉類、機械類、医療用品であり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約6割を占めました。

また、納付税額に不足があった者が、どの品目で誤ったかを見てみると、その割合が高かった品目は、電気機器、機械類、プラスチック製品、織物衣類、編物衣類でありました。

【品目別納付不足税額の割合】



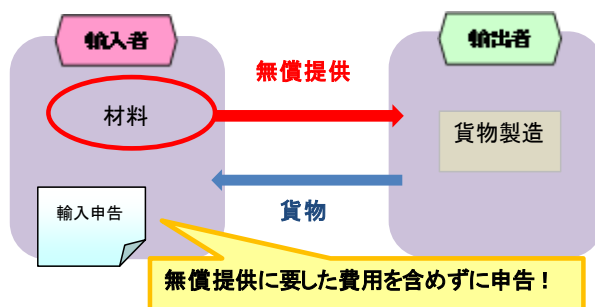
【品目別の納付不足税額があった者数の割合(注)】



(注) 品目別の納付税額に不足があった者数の割合とは、納付税額に不足があった者を、誤っていた品目ごとに集計し品目別の割合を算出。なお、一の者について、複数の品目において納付不足税額が発生していた場合には、それぞれの品目において計上。

### 申告漏れが生じやすい「無償で提供した費用」〔事例3〕

輸入貨物の製造に関して必要な材料を輸入者より輸出者に無償で提供した場合、その提供に要した費用を申告価格に加える必要がありますが、これを含めない事例が例年申告漏れの主な内容となっております。品目としては、電気機器、機械類、衣類などにおいて多く発生しています。



### 隠蔽又は仮装による過少申告 (重加算税賦課事案) 〔事例5〕

重加算税が課される「隠蔽又は仮装」の事例として多く見られるものは、「正規価格の隠匿」ですが、輸入者が輸出者と通謀し、低価のインボイスを作成するように依頼したり、輸入者が自ら低価のインボイスを作成するなど「書類の改ざん」により、税関に申告している場合もあります。

